

通知書

冠省 当職は、大阪弁護士会所属の弁護士ですが、このたび（市 区 丁目 番号、生年月日・昭和 年 月 日生）氏から依頼を受け、その代理人として本書を呈上します。

さて、貴社は、氏に対し、平成 年 月 日付け「債務支払についてのご連絡」と題する文書を送付し、元利合計 万円に及ぶ金員の支払を請求しています。

しかしながら、氏は現在、身体の障害により就労が困難な状態であり、生活保護を受給して生計を維持しているところ、著しく弁済が困難となっております。

ご存じのとおり、生活保護は、利用しうる資産、能力を活用しても健康で文化的な最低限度の生活を維持できない国民に対し、国が困窮の程度に応じて支給するものです（生活保護法1条）。そして、「既に給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利」の差押えが絶対的に禁止されていることからすれば（同法58条）、生活保護費は被保護者の最低生活の維持のために使われるべきものであって、これを借金の返済に充てることは法の趣旨に反することになります。

したがって、当方としては、貴社の氏に対する請求は信義則に反し許されず、貴社の請求権

は放棄されるべきと思料しております。なお、本件については、すべて当職が委任を受けておりますので、今後は直接本人に接触することはお控えいただき、ご意見ご連絡等がある場合には、当職宛てにお願い致します。 不 一

年 月 日

市 区 丁目 番 号
ビル 階
法律事務所

電話 - -

代理人

弁護士

市 区 丁目 番 号 ビル 階
株式会社 御中